



石橋湛山、田中角栄、宮沢喜一元首相も保守本流・護憲

一億総中流社会の再現を!!

西尾けんいち県議会報告



発行 平和の党 〒260-0855 千葉市中央区市場町1番1号 電話 047(460)1061

税金の無駄遣い海外視察

地裁、判断逃げたので控訴

9月県議会で登壇し、高額な議員の海外視察に関わる問題について県執行部に質問しました。多くの県民が長引く物価高騰や低賃金などで困窮しているのに、知事や議員だからといって贅沢や無駄遣いは許されません。県議会の海外視察報告書を職員が9割書き、視察を活かした質問をする議員も少数。税金の無駄遣いであり、費用返還請求しましたが、千葉地裁は判断を逃けたため東京高裁に控訴しました。

9月県議会一般質問

西尾議員 報告書を職員が9割、議員が1割書いても議員の報告書だと言う、唯然とする不誠実な答弁があった。社会通念上妥当な答弁と思えるのだろうか。無理が通れば道理が引込む。強大な権力を持つ者の前では、理屈や正義が通じない、そんな社会にはならない。

執行部は、一部の議員の既得権益を守るために、これだ。

もう一点大変な問題がある。本会議や委員会の質問を職員に書いてもらっている議員がいること、県の執行部が県議に代わって議会の質問を作っていたということだ。

一般質問であれ、代表質問であれ、はたまた、常任委員会の質問であれ、本来議員が作成すべきものだ。

正副議長ポストをめぐる金銭授受疑惑や高額な海外視察に批判が集まっている福岡県議会でも、本来議員が作るべき質問の文案を県職員が作っていた例も確認されたということで、今後、質問作成といった行為を禁止するとしている。職員に作成してもらっては二元代表制の下で行政を調査・監視する機能は十分に果たすことができない。議員と県職員は対等で緊張感のある適切な関係を維持すべきであり、勉強会は問題を理解するためにやむを得ないが、質問書の作成は、議員が直接原稿を書くべきであり、本県も禁止すべきではないか。

調査報告書も、本来議員が作成すべきものであつて、能力も時間もあつたはずで

知事一行の海外視察も高額 第三者委員会で検証を

あり、能力がないのであれば、そもそも視察に行くべきではない。職員による報告書の作成を禁止すべきと考えるがどうか。

総務部理事 議員の海外行政調査は、県議会の議決に基づき実施されるもので

あり、議会事務局は、その円滑な実施をサポートするため、調査団に随行しています。

報告書の作成にあたっては、議会事務局が行政調査の実務の補助として調査の概要や質疑等の要点を整理

ト調査でも圧倒的多数が必要ないと答えている。また、調査報告書の大部分を職員が作成し、質問も一部の議員しかしていないなど効果が疑問視されている。

そして、知事一行の海外視察も、令和6年のドイツ・オランダ視察、デュッセルドルフの宿泊代13万3000円は、事情があるにせよ高過ぎる。知事であれ議員であれ高い部屋に泊まらなければならないということではなく、苦しむ県民のことを考え職員と同じクラスの部屋でもよかつたはず。

また、訪問人数と期間が同じで、出発が1日早いだけで、県議会が2542万円なのに知事一行は3283万円と741万円も多く理解に苦しむ。贅沢や無駄遣いがなかつたか検証する必要がある。

そこで、海外視察に関して、福岡県は議員の分だけでなく知事ら県側の海外視察についても、県は第三者委員会を設置するとしてお

し、参加議員から提出された意見等も反映させた後に、行政調査団が最終的に調整し作成しているものと認識しています。

議会事務局は、円滑な議事運営を行うため、さまざまな議会活動・議員活動を支える役割を担っており、報告書の概要や質疑等の要点を整理することも支援の一環として適切なものと考えております。

り、本県も設置すべきではないか。

総合企画部長 知事等の海外出張については、外国人観光客の誘致や県産農林水産物の輸出促進、姉妹都市・友好都市との交流などを目的として実施しています。

こうした訪問は、関係者間の連携を強化し、観光客の増加や輸出の促進、交流の深化だけでなく、国際会議の県内での開催や、スポーツや文化・芸術を通じた新たな交流などに繋がっています。

なお、航空賃や宿泊費などの旅費につきましては、条例に基づき適切に執行しているところですが、時期や渡航先によつて大幅な変動が生じることがあり、特に、令和6年度のデュッセルドルフ出張につきましては、昨今の物価高騰や円安に加え、近隣の国際展示場で世界最大の印刷業見本市が開催中だったことなどにより、他の出張に比べ宿泊料金が高くなったものです。



NPO法人船橋子ども劇場 宮本

体験格差の解消へ

民間団体の取組に支援を

西尾議員 子どもの頃に

経験するさまざまな体験、例えば、自然体験やライブ、映画鑑賞などは、自己肯定感を育み、価値観の多様化を促すとされている。しかし、家庭の経済状況や住む地域などにより、体験の機会に差が生じることが体験格差と呼ばれる、社会問題となっている。

そこで、本県でも特定非営利活動法人子ども劇場千葉

県センターなどがあるが、県内で生活困窮家庭等における体験格差の解消のため、民間団体が行う体験機会を無料で提供する取り組みを後押しすべきではないか。

知事 こどもたちが、多様な体験を通じて成長することは健全な発達に必要であり、家庭環境や住んでいる地域等に左右されず、豊かな体験機会が得られるよう体

験格差の解消を図ることは重要と認識をしています。

また、県内では、多様な民間団体が、音楽鑑賞やダンス体験などの文化芸術活動や宿泊キャンプなどの自然体験、町内探検や調理体験による地域の方々との交流など、様々な取組を無料で提供する活動を行っていることと承知をしています。

今後、県では、生活困窮家庭を含め、多くのこどもたちが幅広い体験を通じて可能性を広げられるよう、こうした民間団体の活動の充実に資する国の基金について、情報提供するとともに、その活動について、県ホームページなどにより周知をしてまいります。

健康に配慮した飲酒

西尾議員 本年6月、国立がん研究センターが、がんになるリスクを減らす対策のうち飲酒についての推奨を、従来の「節酒」から「飲酒を控える」に変更したと発表した。少量の飲酒でもがんのリスクが上昇することが示されたため、「がんリスクに

関しては少しなら安全という量はない。飲まないことがベスト」と説明している。

そこで、本県としては、県民に対して、飲酒についてどのように対応するのかを伺う。

保健医療担当部長 お酒は、その伝統と文化が、国民の生活に深く浸透している一方、近年、飲酒により、がんや脳卒中などの健康リスクが高まることも指摘されています。

そのため、厚生労働省では、「健康に配慮した飲酒に

関するガイドライン」を作成し、過度な飲酒を防止するため、個々の状況に応じた適切な飲酒量や、飲酒に伴うリスクに関する知識の普及に努めています。

県においても、飲酒と健康について県ホームページで周知しているところであり、一人ひとりがリスクを正しく理解し、健康に十分に配慮しながら適切な飲酒を心がけていただきたいと思います。

海老川調節池の用地取得

土地収用法の適用提案

西尾議員 船橋市内の海老川河川改修事業について、残地権者と用地交渉を継続して進めており、一部の残地権者においては交渉及び調査について協力を得られていることから、引き続き任意協議を鋭意進めていく

としている。しかし、残り一部の残地権者とは協力を得られていないことになる。本事業の用地取得は交渉開始時期が1982年であり、用地取得率も92%です。すでに44年も費やしており、しかも残り僅か8%であること、成田空港C滑走路のように住民の反対運動がないこと、近年の地球温暖化による線状降水帯や豪雨の発生が頻発化していることなどから、土地収用法



海老川調節池の整備現場 東町

こと、成田空港C滑走路のように住民の反対運動がないこと、近年の地球温暖化による線状降水帯や豪雨の発生が頻発化していることなどから、土地収用法

の適用を検討すべきと考えらるがどうか。県土整備部長 県では、海老川水系の河川整備計画に基づき、住家が密集する下流市街地への洪水リスクの低減に寄与する、貯水量55万立方メートルの海老川調節池の整備を進めています。

これまで約95パーセントの用地を取得しており、治水効果を早期に発揮するため、まとまった用地が確保できた箇所から掘削を進めているところです。

現時点では、土地収用法の適用は考えておりませんが、引き続き、任意交渉により残る用地の取得に努め、調節池の早期完成を目指してまいります。

県内大学や専門学校で禁煙を呼び掛け

西尾議員 年間1万5千人が受動喫煙で亡くなり、喫煙そのものでも12〜13万人が命を落としているのが現実。亜細亜大学が1月に発表した禁煙推進計画では、①クリーンで健康なキャンパスを目指す②学生が喫煙習

慣を身に付けないようにする③喫煙者の学生も卒業して社会に出ていけるようにするとして、各年度の具体策を定め29年度には喫煙率1%未満を目指すとしている。たばこの害から若者を守るため、本県でも県立大学

や専門学校に亜細亜大学と同様の計画を策定し実施すべきではないか。

また、亜細亜大学と同様の施策を県内の国立、私立の大学や専門学校にも協力を求めるべきではないか。保健医療担当部長 たば

こは、喫煙者本人はもとより、受動喫煙であっても、肺がんや高血圧等の健康被害を引き起こすとされ、また、青年期からの喫煙開始は生涯にわたる喫煙年数や喫煙量を増大させ、死亡や疾病の発生リスクを高める

とされています。このため県では、県内の大学や専門学校に対し、禁煙を呼び掛けるポスターを送付して周知に取り組むとともに、県立保健医療大学では平成21年の開学以来、

県立野田看護専門学校については令和元年度から敷地内を全面禁煙にするなど、すでに禁煙に積極的に取り組んでいます。

今後は、県内の国立、私立の大学等に対し協力を求め、多様な媒体を活用した広報啓発に努めることで、学生がたばこによる健康被害についての理解を深め、適切な行動につなげられるよう、普及啓発及び禁煙支援の取組を推進してまいります。